

(平成25年11月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成15年7月30日のA社における標準賞与額の記録を22万円に、17年12月9日のB社における標準賞与額の記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月30日
② 平成17年12月9日

私は、A社に勤務していた平成15年7月及びB社に勤務していた17年12月に賞与を支給されているが、いずれも厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の平成15年総勘定元帳により、申立人は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、総勘定元帳に記載された差引支給額に基づき算出した総支給額及び保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、既に事業を行っておらず、確認できる資料も無いとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことか

ら、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、B社の平成17年賃金台帳により、申立人は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる総支給額及び保険料控除額から、27万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、確認できる資料の存在が不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間③について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間③に係る標準報酬月額を、平成11年3月から同年9月までは34万円、同年10月から12年6月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成7年10月1日から8年1月1日まで
②平成8年9月1日から同年11月1日まで
③平成11年3月1日から12年7月1日まで

私は、昭和63年10月から平成12年12月まで、A社で勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬支給額又は厚生年金保険料控除額に比較して低いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 オンラインの記録によると、申立人のA社における申立期間③に係る標準報酬月額は、当初、平成11年3月から同年9月までは34万円、同年10月から12年6月までは36万円と記録されていたところ、同社が解散を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（12年12月19日）から約4か月後の13年4月9日付けで、11年3月から同年9月までは28万円に、同年10月から12年6月までは30万円に遡って減額訂正されたことが確認できる。

また、オンライン記録において、適用事業所ではなくなった日に在籍していた元事業主及び申立人を含む7人が、平成11年3月1日に遡ってそれぞれ標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、元事業主は、「私が社会保険の事務手続を行っており、社会保険料を滞納していた。」、元同僚は、「申立人は社会保険事務に関与していない。」とそれぞれ供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処

理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間③において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成11年3月から同年9月までは34万円に、同年10月から12年6月までは36万円に訂正することが必要である。

- 2 一方、申立人は、申立期間①及び②について、標準報酬月額の訂正を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、当該額が社会保険事務所の記録する標準報酬月額を上回る場合に記録の訂正をすることとなる。

したがって、申立人から提出された給与支給明細書により申立期間①及び②を確認してみたところ、事業主から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を上回っているものの、当該明細書に記載された申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致又は下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

関東千葉国民年金 事案 4531（事案 831 及び 4237 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 51 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 51 年 3 月まで

私は、申立期間の付加保険料の納付について、過去 2 回、第三者委員会に対して申立てを行っているが、いずれも申立てを認めることはできないとの通知を受け取っている。しかし、納得できないので、私の夫が A 区役所及び B 年金事務所で相談し、それぞれの責任者から私の主張が認められる可能性があるとの話を聞いたので、再々申立てをする。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間（昭和 49 年 3 月から 61 年 3 月まで）の付加保険料の納付方法、金額等についての申立人の主張は具体的ではなく、申立期間の付加保険料の納付状況が不明確であること、ii) 市町村から送付される納付書は、定額保険料と付加保険料を合わせた保険料額となっていることから、145 か月もの長期間にわたり付加保険料の納付記録だけが欠落したとは考えにくいこと、iii) 特殊台帳（被保険者台帳）及び C 区の記録でも、申立期間について付加保険料を納付していた記載は無いことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 20 年 12 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、D 市（現在は、E 市）に住所があった昭和 49 年 3 月から 51 年 3 月までの 25 か月間に申立期間を短縮して再申立てを行っているが、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は無く、このほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできないとして、平成 24 年 6 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行わ

れている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな資料としてD市の国民年金被保険者名簿を提出し、さらに申立人の夫が、A区役所及びB年金事務所ですべての責任者と面談したことに基づいて、申立てを行っているが、当該被保険者名簿には、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる記載は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 50 年度の国民年金保険料については、申立人に係る特殊台帳の同年度保険料納付欄に、一部不鮮明ながらも、「前納 50.4~51.3 まで 12,000 円(50.6.30)」(金額を表す百の位及び十の位の数字は、不鮮明で判読不可であるので、〇〇で表示)の記録が記載されており、同年度の定額保険料のみを前納した場合は1万 2,880 円、定額保険料及び付加保険料を前納した場合は1万 7,560 円となることから、申立人は、定額保険料のみを前納し、昭和 50 年6月 30 日に検認を受けていることが確認できる。

さらに、申立人の口頭意見陳述を実施し、申立人から提出されたD市の国民年金被保険者名簿で付加保険料の納付について再度確認したが、付加保険料の納付を示す記載は見当たらず、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4532 (事案 3135 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 7 月から 50 年 3 月までの期間、55 年 7 月から 57 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間①について、A社に入社する際に、同社の店主である義理の父と顧問税理士が私の国民年金保険料を納付すると約束していた。申立期間②及び③について、私は毎年 12 月に税金と共に保険料をB町(現在は、C町)役場の収入役室に持参し、1年分の保険料をまとめて納付していた。役場の国民年金保険料の管理不備によって、申立期間①、②及び③が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 50 年 4 月頃に払い出されていることが確認でき、払出時点において申立期間①の過半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であること、ii) 申立人は国民年金の加入手続及び申立期間①に係る保険料の納付に関与しておらず、関与したとする義父は既に亡くなっていることから、加入手続及び保険料の納付状況は不明であること、iii) 申立期間①、②及び③は、合わせて 126 か月と長期間であり、これほどの長期において行政側の記録管理に誤りが発生したとは考え難いこと、iv) 申立期間①、②及び③について、B町の国民年金被保険者名簿と国民年金被保険者台帳の記録は一致している上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、口頭意見陳述においても、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は確認できないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき平成 22 年 12 月 28 日

付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間について、「B町の国民年金保険料の管理不備によって、申立期間が未納とされている。」と再申立てを行っていることから、C町に照会したが、同町から「国民年金保険料の管理不備はありません。」と回答があり、当時のB町における国民年金保険料の管理不備については確認できない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は無く、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4533

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から48年3月までのうち、7か月から10か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から48年3月までのうち7か月から10か月

私は、A区に居住していた昭和49年から51年頃、A区役所から国民年金保険料の特例納付の案内があり、「このままでは納付月数が7か月から10か月分足りなくなり、無年金になるおそれがある。不足の期間の保険料を至急、納めるように。」との内容であったので、40年12月から48年3月までのうち、不足とされた7か月から10か月分、約7万円から9万円の特例納付保険料を、A区役所又は同区のB出張所で納付した記憶があるが、その納付記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「特例納付期間に7か月から10か月分、約7万円から9万円の特例納付保険料をA区役所又は同区のB出張所で納付した。」と主張するが、第2回及び第3回特例納付リストに申立人の氏名は無い上、申立人の特殊台帳（申立人は、C市において、昭和47年6月頃、夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後、A区で別の手帳記号番号の払出しを受けている。）に特例納付を行った記載は確認できない。

また、第2回特例納付の保険料額は1か月900円であるため、10か月分としても9,000円であり、第3回特例納付の保険料額は1か月4,000円であるため、10か月分としても4万円となり、申立人の主張する金額と大きく相違する。

さらに、D年金事務所は、「特例納付保険料は、過年度保険料のため、A区役所では納付できなかった。」と回答している。

なお、オンライン記録によると、申立人がA区で国民年金の加入手続を行ったと推定される昭和54年11月の時点で、時効にかからず納付可能な52年10月に遡って国民年金保険料が納付されているところ、同年10月か

ら 54 年 11 月までの保険料は 7 万 2,360 円であり、申立人が特例納付したと主張している保険料額「約 7 万円から 9 万円」に近似する。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、A市B(地名)(現在は、C町)で夫と共に食品、雑貨の卸売及び小売業を行っていた。国民年金保険料は、町会の役員が集金に来ていたので、夫婦の分を一緒に納付していたが、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「町会の役員が店舗に集金に来ていたので、当該役員に申立期間の国民年金保険料を納付した。」と申述しているところ、A市役所は、申立期間当時、A市B(地名)にあった納付組織について、「D第1納税組合とD第2納税組合があり、両組合とも国民年金保険料の集金を行っていたが、両組合とも既に解散していて、詳細は不明である。」と回答していることから、当時の納付状況を確認することができない。

また、申立人は、「夫婦で一緒に国民年金保険料を納付していた。」と申述していることから、オンライン記録により夫の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況を調査したところ、昭和37年7月から38年2月まで厚生年金保険に加入し、その前後の37年4月から同年6月までの期間及び38年3月の国民年金保険料は未納であることが確認できる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 2 月 26 日まで
② 昭和 34 年 11 月 2 日から 37 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間にA社B工場及びC社に勤務していたが、C社を退職した時に脱退手当金を受け取っていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後の昭和41年7月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に交付を受けた厚生年金保険被保険者証の余白には、申立期間であるA社B工場及びC社に勤務していた期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号が記載され、その横には「脱退手当金支給済」のゴム印が押されている。

また、申立人のC社に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和38年5月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 1 日から 42 年 3 月 26 日まで

私は、昭和 36 年 1 月から 42 年 3 月末頃まで A 区の B 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、調査の上、申立期間を同社の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 36 年 1 月から 42 年 3 月末頃まで、A 区の B 社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と主張しているところ、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在が判明しないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において被保険者資格を有する複数の元同僚に照会したが、具体的な回答は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。